

主要 地方 道	坂 本 人 吉 線	球磨郡山江村大字万江丙字東大川内 243 番 33 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	4.0 ～ 16.0	65.0	緊 道 整
			後	5.0 ～ 23.6	65.0	
"	"	球磨郡山江村大字万江丙字東大川内 243 番 33 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	4.0 ～ 16.0	259.0	"
			後	5.8 ～ 28.0	259.0	
一般 県道	小 川 八 代 線	八代郡竜北町大字大野字下天堤 1077 番 1 地先から 同 所 同 字 1104 番 2 地先まで	前	4.4 ～ 7.8	129.0	単 道 改
			後	5.0 ～ 14.8	129.0	
"	新 合 高浜港線	天草郡河浦町大字新合字楠ノ木 723 番 9 地先から 同 所 同 字 723 番 4 地先まで	前	9.0 ～ 18.4	44.0	単 交 安
			後	10.8 ～ 18.4	44.0	

2 区域変更する期日 平成15年3月7日

熊本県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月7日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字大坂 1083 番 3 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	31.5	災害防除

2 供用開始する期日 平成15年3月10日

熊本県告示第221号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱を次のように定める。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（昭和39年熊本県告示第786号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者についての必要な資格（以下「入札参加者資